

令和4（2022）年度米国向け海外OTA活用事業 企画提案仕様書

1 件名

令和4（2022）年度米国向け海外OTA活用事業

2 委託期間

契約締結の日から令和5（2023）年3月30日（木）まで

3 事業の目的

新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の急速な緩和が進み、令和4年10月11日から個人旅行者の受入が再開された。今後は海外旅行者を取り込むための地域間競争が激化することが予想され、これまで以上に効果的なプロモーションが必要となる。

本県がターゲットとしている国の一つである米国については、国際往来の再開を受け旅行需要が旺盛となっているが、米国においては旅行前の情報収集及び旅行予約にOTAサイトを活用することが主流となっていることから、個人旅行者の取りこぼしを防ぎ本県への宿泊予約の増加を図るため、米国の個人旅行者に人気の高いグローバルOTAと連携し本県の情報発信を行う。

4 業務内容

（1）米国向けOTAサイトへの本県特集ページ作成

- ・栃木県の特集ページを作成し、米国市場に対し有力なOTA1社以上のサイトに掲載すること。連携するOTA及び掲載時期・期間について、理由を付して提案すること。
- ・ターゲットは、米国のFIT層とすること。
- ・当該特集ページには本県の魅力が伝わる情報を掲載し、予約獲得に繋げる工夫をすること。
- ・当該特集ページは、英語での掲載とすること。翻訳内容は英語を母国語とし、かつ日本語を解する翻訳者2名以上による確認を行い、翻訳の正確性を確保すること。
- ・本県多言語情報サイト「Visit Tochigi」（<https://www.visit-tochigi.com>）との相互流入が図れるよう連携を行うこと。

（2）誘導広告配信

- ・（1）で作成した本県特集ページへのユーザーの流入を促すため、適切なページ及びユーザーに対し、バナー広告配信等を実施すること。
- ・バナー広告の表示媒体や方法等について提案すること。また、それ以外の効果的な周知手法に関する提案があれば、併せて記載すること。
- ・ターゲットユーザーに対し効果的なバナー画像を作成すること。

- ・ターゲットのユーザー動向を鑑み、配信を行う記事等を選定すること。
 - ・目標数値は、下記を満たすこと。
 - 合計インプレッション数
 - ＊（１）で作成した栃木県特集ページバナー：1,000,000回以上
 - 合計クリック数
 - ＊（１）で作成したWeb栃木県特集ページ：100,000回以上
 - ・目標数値を達成した場合も、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。
 - ・（１）で選定したOTAと連携し実施すること。
 - ・栃木県のブランドを毀損する恐れのある不適切なサイトに広告が配信されることのないよう対策を行うこと。
- （３）その他効果的な誘導策**
- ・（１）の特集ページに効果的にユーザーを誘導するための独自施策があれば提案すること。
- （４）県内事業者向けOTA登録促進説明会の開催**
- ・上記４（１）で選定したOTAへの県内宿泊事業者等の登録を促進するため、説明会またはそれと同等の効果のあるものを実施すること。
- （５）その他**
- ・各業務に係る連絡調整、撮影、編集、制作、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、各種データ費等）は、全て委託金額に含むこと。
 - ・本事業の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、栃木県国際観光推進協議会（以下、「委託者」という。）の承認を得ること。
 - ・各業務の詳細について委託者と協議の上決定し、進捗状況を綿密に委託者に報告すること。
 - ・事業完了後、速やかに実績報告書を作成し、委託者に提出すること。
 - ・発展性を持って業務の効果検証を実施し、今後の改善策の提案を行うこと。
 - ・提出する実績報告書には、広告配信のインプレッション数、クリック数、各ページの閲覧数、閲覧者の地域内訳、広告経由のコンバージョン数、その他抽出可能なデータを含むこと。
 - ・本事業の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、委託者が承諾した場合はこの限りでない。

5 成果品

（１）提出物

実績報告書（A4判）紙媒体3部及びDVD-ROM2枚

(2) 提出場所

栃木県国際観光推進協議会事務局
(栃木県産業労働観光部観光交流課内)

(3) 提出期限

令和5(2023)年3月30日(木)

6 総括責任者

- ・受託者は、本事業の実施に当たり、十分な経験を有するものを総括責任者として定めなければならない。また、企画提案時点で確約するものとし、原則として変更できない。

7 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結時に速やかに提出するもの

- ・総括責任者通知書
- ・事業計画書及び実施工程表
- ・その他委託者が業務確認に必要と認める書類

(2) 事業完了後に速やかに提出するもの

- ・実績報告書
- ・その他委託者が業務確認に必要と認める書類

8 委託料の支払い

委託料の支払は、事業完了後の精算払いとする。

9 その他

- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは委託者と受託者が協議の上、定めることとする。
- ・事業の成果は、委託者及び栃木県に帰属する。
- ・上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。